

議第93号

京都市社会教育委員の定数等に関する条例の全部を改正する条例
の制定について

京都市社会教育委員の定数等に関する条例の全部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市社会教育委員の定数等に関する条例の全部を改正する条例
京都市社会教育委員の定数等に関する条例の全部を次のように改正する。

京都市社会教育委員の定数等に関する条例

(設置)

第 1 条 社会教育法第15条第 1 項の規定に基づき，社会教育委員（以下「委
員」という。）を置く。

(定数)

第 2 条 委員の定数は，20人以内とする。

(委嘱)

第 3 条 委員は，次に掲げる者のうちから，教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育又は社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は，2 年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者
の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

社会教育委員の委嘱の基準を定める等の必要があるので提案する。